

# 入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年9月3日

栃木市長 大川 秀子

## 1 入札に関する事項

- (1) 件名 都賀学校給食センター調理業務委託
- (2) 業務場所 都賀学校給食センター
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
  - 準備期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
  - 運営期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 概要 学校給食センターにおける学校給食調理業務等を委託するもの
- (5) 入札方法 持参入札
- (6) 予定価格 131,400,000円（税抜き）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）

## 2 入札に参加する者に必要な資格要件

本件の入札に参加できる者は、栃木市物品購入等入札参加者名簿に登録を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成22年栃木市告示第144号）に基づく指名停止措置を公告日時時点で受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- (6) 栃木市物品購入等入札参加有資格者のうち、給食：給食調理業務に登録のある者であること。
- (7) 本公告日において、日本国内に本社、支店又は営業所等を設置していること。
- (8) 本公告の日から過去3年間に給食の営業に関して行政処分を受けたことがないこと及び公衆衛生上の事故若しくはアレルギー対応上の事故その他重大な事故を起こしたことがないこと。ただし、該当処分・事故後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (9) 学校給食調理業務若しくは特定給食施設調理業務を3年以上継続して受託した実績を有していること。

3 入札日程等

手続き等	期間、期日	方法、場所問合せ先等
仕様書の閲覧等	本公告日から 令和7年10月3日（金） 午後5時まで	本市ホームページを閲覧又はダウンロードすること。
仕様書等に関する質問の提出	本公告日から 令和7年9月9日（火） 午後4時まで	様式：本市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。 提出：栃木市教育委員会事務局保健給食課学校給食係に電話連絡の上、持参又はファクシミリにより提出
仕様書等に関する質問の回答	令和7年9月11日（木）	本市ホームページにて公開する。
条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出	令和7年9月12日（金） 午前9時から 令和7年9月17日（水） 午後4時まで	栃木市教育委員会事務局保健給食課学校給食係まで郵送又は持参とし、期間内必着とする。
条件付き一般競争入札参加資格確認書の通知	令和7年9月18日（木）	ファクシミリにより通知する。なお、本書については、ファクシミリと同日に郵送する。
入札参加資格がないとされた場合の理由の説明の求めについて	条件付き一般競争入札参加資格確認書を受けた日の翌日から起算して3日以内	栃木市教育委員会事務局保健給食課学校給食係へ持参により提出すること。
入札	令和7年10月3日（金） 午後4時30分から	栃木市役所 本庁舎3階 301会議室
積算内訳書の提出	要する	積算内訳書の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
契約書の作成	要する	契約書（案）は、本市ホームページにて公開する。

(注) 1 期間を定めたものについては、栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等にあたる場合は、その翌日とする。

2 期間を定めたもののうち、持参等来庁して行う手続き等は午前9時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

#### 4 入札保証金等

入札保証金	<p>入札保証金の額は、その者の見積に係る契約金額の100分の5以上の額に相当する額とする。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は過去2年の間に国、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>なお、入札保証金の免除を求める者は、入札保証金免除申請書を令和7年9月30日（火）午後4時までに提出し、承認を得ること。</p> <p>現金で納付する場合は納入通知書を発行するので、令和7年10月2日（木）正午までに栃木市教育委員会事務局保健給食課学校給食係に申し出、それをもって納入し、令和7年10月3日（金）午前10時までに領収書の写しを提出すること。</p>
契約保証金	<p>契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第89条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p>

#### 5 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、3年間の総額で行うものとし、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第72条の規定により作成した予定価格と栃木市最低制限価格制度事務処理要綱（平成22年栃木市告示第282号）第3条第3項の規定により作成した最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とする。
- (5) 落札者となるべき同価入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (6) 応札者がいない場合は不調とする。
- (7) 落札者がいない場合は不落とする。

#### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者でない者が行った入札
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札
- (3) 入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなった者が行った入札
- (4) 入札保証金の全部を納付する場合において、入札保証金はその者の見積に係る契約金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 入札書を1件ごとに作成していないとき又は入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しないとき。

